

成年後見制度を利用する前に



利用する前に考えてほしいこと

- ・後見人等は、本人の状況に応じて家裁が選任します。近年では、親族が後見人等に選ばれることは少なく、専門職が選任される傾向にあります。
- ・後見人等が選任されると、原則として本人の判断能力が回復するか亡くなるまで続きます。
- ・後見人等は本人の財産に応じて報酬を受け取ることがあります。報酬額は、本人の財産状況等をふまえて家裁が決定します。

成年後見人等が出来ないこと

- ・保証人
- ・身体介護や毎日の買い物、通院時付き添い等の事実行為
- ・手術等の医療同意
- ・養子縁組、認知、結婚、離婚などの意思表示

成年後見人等が選任されることによる本人の制限

- ・印鑑登録の抹消（後見）
- ・国家資格、公務員就業資格等の喪失（後見・保佐）

成年後見制度の利用の実際



利用者数と申立て件数

法定後見と任意後見の利用者数は全国で184,670人、申立て件数は年間34,373件となっており、後見類型の利用者数が最も多くなっています。

また、制度を利用する本人の年齢は65歳以上が全体の半数以上となっています。



審理期間と後見人等の選任

申立てから後見人等の選任まで、概ね1～2ヵ月かかるとされています。状況等によっては、2ヵ月以上かかることもあります。

親族が後見人等に選任されたのは全体の35%となっており、残りの65%は親族以外の第三者が選任されています。



後見人等の報酬

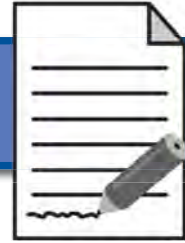
基本報酬は、月額2万円がめやすとされており、それ以外に管理財産や後見人等が行った仕事の内容や、本人の資力などを考慮して加算される場合もあります。

各市区町村に報酬等を助成する「成年後見制度利用支援事業」もありますので、詳細は各市区町村にお問い合わせください。

(平成26年1月～12月成年後見関係事件の概況(最高裁)、平成26年4月[第6版]後見(保佐、補助)開始の申立ての手引(横浜家裁)、平成23年4月1日付成年後見人等の報酬額のめやす(横浜家裁)より一部抜粋)



日常生活自立支援事業の利用方法



利用までの流れ

相談受付・訪問調査

- ・お近くの市区町村社協に直接ご相談ください。本人以外でも、家族や行政の窓口、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員、障害相談支援専門員などを通じてのお問い合わせも受け付けます。
- ・市区町村社協の担当者が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどを、本人と一緒に考えて「支援計画」を作成します。
- ・相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

契約締結審査会

- ・「支援計画」に基づくサービス提供が必要かどうかは、各社協が開催する「契約締結審査会」で審査のうえ、社協が決定します。

契約・サービスの開始

- ・市区町村社協と本人の間でサービス提供、利用についての「契約」を結びます。
- ・契約後は、「支援計画」に基づき、定期的に社協の「生活支援員」が訪問し、福祉サービス利用の手続きや預金の出し入れなどをお手伝いします。
- ・「支援計画」は「専門員」と相談し、「契約締結審査会」に諮った上、内容を変更することが出来ます。

日常生活自立支援事業を利用した事例の紹介



請求書の整理が出来ずに光熱費等の滞納があるAさん

ひとり暮らしをしている80代のAさん。地域活動にも積極的に参加していました。

しかし、1年前から光熱費や自治会費の支払いが遅れがちになり、連絡を受けると慌てて支払うといったことが何度かありました。Aさん自身も不安を感じていましたが、どうしたらよいか分からず、誰にも相談出来ずにいました。

ある日、活動にも顔を出さなくなったAさんを心配した民生委員がAさん宅を訪問したところ、部屋に手がつけられていない郵便物がたくさん置いてありました。民生委員がさりげなく尋ねてみると、Aさんは困っていることを話し出しました。民生委員から相談をうけた社協は、数日後、専門員がAさんの自宅を訪問し「日常生活自立支援事業」について説明をすると、Aさんも利用を希望したため、契約をすることになりました。

毎月、生活支援員がAさん宅で郵便物の確認や支払いを手伝い、また必要な福祉サービスの手続きもサポートをして、Aさんに以前の笑顔が戻ってきました。